

三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 10 月 30 日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第 75 号

### 三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付要綱

#### (補助金の交付)

第 1 条 町は、町内の土地改良区及び土地改良区連合（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付については、三木町補助金等交付規程（平成元年三木町規程第 1 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (補助対象経費)

第 2 条 補助金の交付対象となる経費は、団体が、団体営として実施する土地改良事業（別表 1 に掲げる要綱等の対象事業に限る。）に係る工事の契約について、香川県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が会員支援業務として整備する電子入札システム（工事用）（以下「電子入札システム」という。）を利用するに当たり、当該団体が連合会に対し負担する電子入札システム利用料とする。

2 前項に規定する利用は、電子入札システムの試行期間（以下「試行期間」という。）における利用を含むものとする。

3 試行期間は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 9 月 31 日までとする。

4 試行期間における電子入札システムの利用は、工事設計金額 500 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の契約を対象とする。ただし、町長が必要があると認めるときは、工事設計金額 500 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の契約を対象とすることができる。

#### (補助金の額の算定方法)

第 3 条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。ただし、電子入札システムを利用する入札（以下「対象入札」という。） 1 件当たり 2 万 5 千円を上限とする。

#### (交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする団体は、町長が別に定める期日までに、三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 対象入札の一覧

(2) その他町長が必要と認める書類

#### (交付決定)

第 5 条 町長は、前条の書類を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付決定をし、その旨を申請者に

通知するものとする。

(変更の交付申請)

第6条 前条の交付決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、対象入札の追加、中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金変更承認申請書（第2号様式）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

(変更の交付決定)

第7条 町長は、前条の書類を審査し、適當と認めるときは、補助金の変更の交付決定をし、その旨を補助事業団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業団体は、対象入札に係る事務が全て完了したときは、三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、第5条の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月30日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 電子入札システムを利用した入札の一覧
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の書類を審査し、適當と認めるときは補助金の額を確定し、その旨を補助事業団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業団体は、前条の通知を受けたときは、直ちに、三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金請求書（第4号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業団体が補助金の請求及び受領を連合会に委任したときは、連合会は、請求書（第4号様式）及び補助事業団体の委任状を町長に提出しなければならない。

(書類の保管)

第11条 補助事業団体は、第5条の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間、補助対象経費に係る書類を保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年11月1日から施行する。

別表1 対象事業（補助金交付要綱等の名称）

1	土地改良事業単独県費補助金交付要綱
2	香川用水非受益地域用水確保事業補助金交付要綱
3	地域計画実現化促進生産基盤整備事業補助金交付要綱
4	農地維持管理省力化事業補助金交付要綱
5	水田活用促進緊急基盤整備事業補助金交付要綱
6	香川県ため池防災対策特別事業補助金交付要綱
7	香川県農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金交付要綱
8	香川県農業体质強化基盤整備促進事業補助金交付要綱
9	香川県土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付要綱
10	香川県農地等災害復旧事業補助金交付規程

第1号様式(第4条関係)

三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付申請書

第  号  
年  月  日

三木町長 殿

住所  
名称  
代表者

年度において標記事業を実施したいので、三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付要綱第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

1 年度連合会電子入札システム利用工事一覧

別紙1(第4条関係)

年度連合会電子入札システム利用工事一覧

連合会電子入札システム利用工事一覧(		土地改良区・土地改良区連合 )		
NO	工 事 名	工種	設計金額(千円)	予定期

- (注) 1 工事名、工種、設計金額及び予定期(工事期間)について記載すること。  
2 正確な設計金額が不明な場合は概算額を記載すること。  
3 予定期が不明な場合 期間又は工期末を記載すること。

第2号様式(第6条関係)

三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金変更承認申請書

第 号  
年 月 日

三木町長 殿

住所  
名称  
代表者

年 月 日付け第 号で補助金交付決定の通知のあった標記の事業を、次のとおり変更(追加・中止・廃止)したいので、三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付要綱第6条の規定により下記関係書類を添えて申請します。

1 年度連合会電子入札システム利用工事一覧(変更後)

(注)「関係書類」とは、第1号様式別紙に準じ、変更前と変更後が比較対照できるよう変更内容(追加・中止・廃止)理由を記載した書面をいう。

別紙1(第6条関係)

年度連合会電子入札システム利用工事一覧(変更後)

連合会電子入札システム利用工事一覧(変更後) (			土地改良区・土地改良区連合)	
NO	工 事 名	工種	設計金額(千円)	予定期

- (注) 1 工事名、工種、設計金額及び予定期(工事期間)について記載すること。  
2 正確な設計金額が不明な場合は概算額を記載すること。  
3 予定期が不明な場合 期間又は工期末を記載すること。  
4 備考欄に追加・中止・廃止を記載すること。

第3号様式(第8条関係)

三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金実績報告書

第 号  
年 月  
日

三木町長 殿

住所  
名称  
代表者

年度において標記事業を実施したので、三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 年度連合会電子入札システム利用実施工事一覧

別紙1 (第8条関係)

年度連合会電子入札システム利用実施工事一覧

連合会電子入札システム利用実施工事一覧(			土地改良区・土地改良区連合)		
NO	工 事 名	開札日	開札結果	落札金額(千円)	備考

注)工事名 開札日及び開札結果(落札、不落)を記載すること。

落札金額は税抜き金額記載

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

三木町長 伊藤 良春 殿

事業名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話

三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金請求書

金 円也

年 月 日付け第 号で補助金額確定通知の  
あつた標記事業に対する補助金の交付を請求します。

支払の 方法	現金払 <input type="checkbox"/>	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行			店
			口座 番号	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	

## 委 任 状

年度三木町土地改良区等電子入札システム運用支援補助金の請求及び受領について、香川県土地改良事業団体連合会に委任します。

年 月 日

委任者 住 所  
名 称 代表者名 印(押印必要)

受任者 住 所  
名 称 代表者名